

成27年4月16日（以下「平成」の元号を省略する。）付けの分会の団体交渉申入れ（以下「本件団交申入れ」という。）を拒否したことが労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、同年7月13日、愛知県労働委員会（以下「愛知県労委」という。）に本件救済申立てを行った。

(2) 愛知県労委は、27年11月24日付けで、分会が会社に団体交渉を申し入れた時点において分会の組合員に現に使用者と雇用関係にある労働者が存在せず、分会の団体交渉要求事項は、組合員の解雇若しくは退職の是非やそれらに関係する条件等の問題又は雇用関係継続中に個別労働紛争を含む労働条件等に係る紛争が顕在化していた問題に関するものとは認められないから、本件救済申立ては労働委員会規則（以下「労委規則」という。）第33条第1項第5号の「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなきに該当するとして、分会の本件救済申立てを却下する決定（以下「初審決定」という。）をし、同月27日、当事者双方に対し、決定書を交付した。

(3) 分会は、27年12月3日、初審決定を不服として、当委員会に対し、本件再審査を申し立てた。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 分会が行った本件団交申入れに誠意をもって応じること
- (2) 謝罪文の掲示及び社内報への掲載

3 本件の争点

- (1) 本件初審の審査手続には、十分な審理がされていないなどの手続上の違法があるか（争点1）。
- (2) 本件救済申立てに係る分会の主張する事実は、労委規則第33条第1項第5号に該当するといえるか（争点2）。
- (3) 上記(2)に当たらないとして、分会の本件団交申入れに対する会社の対

応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか（争点3）。

第2 当事者の主張の要旨

1 本件初審の審査手続には、十分な審理がされていないなどの手続上の違法があるか（争点1）について

(1) 分会の主張

愛知県労委は、27年11月16日開催の第2回調査において、次回期日を含む今後の進行を検討後、改めて連絡する旨双方に伝達していることからすれば、そのための次回調査期日を設けるべきであり、仮に次回調査を行わないとしても、第2回調査をもって結審とする旨の通知を行うべきであるのに、この手続を採ることなく初審決定をしている。また、愛知県労委は、初審決定をするに際し、審査手続を打ち切ることを決定した理由を開示していない。このように、愛知県労委の審査手続には不備があり違法である。

(2) 会社の主張

分会の主張は争う。初審手続に分会主張のごとき不備ないし違法はない。

2 本件救済申立てに係る分会の主張する事実は、労委規則第33条第1項第5号に該当するといえるか（争点2）について

(1) 分会の主張

会社は、分会との関係において、集团的労使関係における使用者に該当することが明らかである。

初審決定は、労組法第7条第2号が基礎として必要としている雇用関係には、「現にその関係が存続している場合だけでなく、解雇され又は退職した労働者の解雇又は退職の是非やそれらに関係する条件等の問題が雇用関係の終了に際して提起された場合も含まれる」と判断しており、

本件の場合、分会執行委員長A1は再雇用拒否について東京都労働委員会（以下「東京都労委」という。）に、分会の組合員A2は懲戒解雇について大阪府地方労働委員会（現在は、大阪府労働委員会。以下「大阪府労委」という。）に、それぞれ不当労働行為救済申立てを行い、両事件とも現在再審査事件として中央労働委員会において係争中なのであるから、雇用関係が継続しているとみるべきである。

(2) 会社の主張

本件団交申入れの時点で、分会の組合員はいずれも会社を退職し又は解雇されており、会社が現に雇用する労働者は存在しない。また、分会の本件団交申入れの議題は組合掲示板及び組合事務室の貸与であり、分会の組合員の解雇若しくは退職の是非やそれらに関係する条件等の問題又は雇用関係継続中に個別労働紛争を含む労働条件等に係る紛争が顕在化していた問題に関するものではなかった。よって、分会の本件救済申立てを却下した初審決定は相当である。

3 分会の本件団交申入れに対する会社の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか（争点3）について

(1) 分会の主張

会社が、分会の27年4月16日付け本件団交申入れを拒否したことは、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

本件団交申入れに対して会社が採った対応は、分会を無視し、全く対応しなかったのであって、会社が分会に対し、A3分会連と別個に団体交渉要求をする理由を説明するよう求めた事実はなく、専ら沈黙をもって拒絶を示したのである。

(2) 会社の主張

会社は、分会の本件団交申入れに対し、分会が実体のある労働組合であるか及びA3分会連と別個に団体交渉要求をする理由を説明するよう

求めたのであって、団体交渉を拒絶したことはない。これに対し、分会は、これらの説明を行っていないのであり、会社が本件団交申入れに全く対応しなかったとか、無視したなどというのは事実と反する。

分会は、7年10月以降事実上活動を停止し、26年3月までの約19年もの間、分会から会社に対し団体交渉又は協議の申入れ、要望等が行われておらず、本件団交申入れの時点で分会には会社が現に雇用する労働者は存在しないのであるから、会社が便宜供与を行う理由は見当たらない。また、分会執行委員長であるA1は、分会の上部団体であるA3分会連副執行委員長を兼任していたことから、分会がA3分会連と別個に団体交渉要求をする理由も理解できない。

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) 会社は、肩書地に本社を置き、全国に支店、営業所、油槽所等を有して、石油製品の製造・販売等を行っている。本件の初審及び再審査申立時の被申立人であったY1会社は、従前B2会社と称していたところ、昭和57年3月にB3会社に商号を変更し、12年2月にB4会社に組織変更した後、14年6月にB5会社等と合併してB6会社となり、その後、24年5月21日に、グループ企業の再編によりY1会社に組織変更し、29年1月1日に、B7会社に吸収合併され、同年4月1日に、B7会社はB8会社に吸収合併され、Y2会社となった。27年末現在のY1会社の従業員は592名であった。

なお、本件初審申立時、Y1会社はC1市にB1支店を置いていた。

(2) 分会は、A3分会連の下部組織であり、肩書地に事務所を置き、B1支店に勤務していた会社の元従業員により組織される労働組合である。分会規約では、「B1支店の従業員並びに退職者はこの組合の組合員になるこ

とができる。」と規定されていて、その組合員は本件再審査結審時（29年2月7日）においてA1、A2及びA4の3名であり、全員が会社の元従業員である（後記2(1)、(2)、(5)）。

なお、A5組合は、昭和57年9月25日にC2組合から分離・独立して結成された労働組合であり、下部組織として、A3分会連のほか、A6支部連合会、A7支部連合会及びA8分会連合会を置いている。

2 従前の労使関係等

(1) 会社は、昭和57年9月30日、転勤命令を拒否したとしてA4を懲戒解雇した。A4は、懲戒解雇が無効であるとして地位確認を求める訴訟を提起したが、名古屋地方裁判所、名古屋高等裁判所の判決を経て、8年5月20日、最高裁判所において同人の請求を棄却する判決が確定した。

(2) 会社は、昭和59年7月24日、業務命令違反及び違法な組合活動を行ったとして、A2を始めA5組合の組合員5名を懲戒解雇した。A5組合は、上記組合員5名の懲戒解雇等が不当労働行為に当たるとして、会社及び当時の会社管理職であった個人6名を被申立人として、大阪府労委に救済を申し立て（大阪府労委昭和59年（不）第51号及び同第80号事件）、大阪府労委は、16年11月5日付けで、個人6名に対する申立てを却下し、会社に対する申立てを棄却する命令を発した。A5組合はこれを不服として当委員会に再審査を申し立て（中労委16年（不再）第65号事件）、本件再審査結審時現在、当委員会に係属中である。

なお、本件再審査結審時現在、A2は、会社において再雇用されたとしても、雇用期間は既に終了している。

(3) 7年10月、当時の分会執行委員長であったA1はB1支店から本社に転勤したため、分会を離脱し、この結果、分会の組合員はA2及びA4の2名となった。その後、後記(7)によりA1が再び分会執行委員長に選出されるまで、分会は分会役員が選出されない状態が続いた。

(4) 分会は、従前からB1店において会社から組合事務室及び組合掲示板を貸与され、前記(3)の分会役員が選出されない状態となった後もそのままとなっていたところ、11年1月26日、会社が、B9会社との間で、両社が管理、財務、ロジスティックス及び営業の主要4分野で相互にサービスを提供し合うこと等を内容とするサービス相互提供協約(MSA (Mutual Services Provision Agreement))を締結したことに伴い、B1支店がB9会社B10支店の所在地へ移転したことから、組合事務室及び組合掲示板の貸与が中止されることとなった。

このことについて、同年5月17日、A3分会連と会社との間で団体交渉が開催され、①組合事務室内にあったキャビネット4基を会社のB11油槽所において便宜供与すること、②上記①以外の組合事務室内にあった分会の物品を同油槽所の倉庫に保管することで合意した。

(5) A1は、22年3月31日に会社を定年退職したが、定年退職者の再雇用基準を満たしていないとして、会社に再雇用されなかった。A5組合は、会社が、A1外1名を再雇用しなかったことが不当労働行為に当たるとして、東京都労委に救済を申し立て(東京都労委23年(不)第31号事件)、東京都労委は、28年2月16日付けで、申立てを棄却する命令を発した。A5組合はこれを不服として当委員会に再審査を申し立て(中労委28年(不再)第15号事件)、本件再審査結審時現在、当委員会に係属中である。

なお、A1が再雇用された場合の再雇用期限は、27年3月31日までであった。

(6) 24年12月末日をもって、A5組合の組合員で会社のB12工場に勤務していたA9が会社を退職し、これにより、A5組合の組合員で会社に雇用される者はいなくなり、その後においても、会社の従業員でA5組合に加入した者はいない。

(7) 25年5月1日、A1はC3市から岐阜県C4市に転居し、同日以降に分会執行委員長に選出された。

(8) 分会は、26年3月17日、会社に対し、B11油槽所の改装工事等を議題として、団体交渉を申し入れた。

これに対し、会社は、同月20日、A5組合本部、A3分会連等に対し文書で、分会の組合員が全員会社を退職している状況の下で、分会が実在するのかどうか確証が得られず、また、A1は分会執行委員長とA3分会連副執行委員長を兼務しており、その点からも分会をあえて分別して対応しなくてはならない理由が判然としないとして、分会の構成組合員のリストと活動の実態を書面にて説明するよう求めた。なお、上記文書において、会社は、その内容を分会執行委員長であるA1に伝達するよう求めていた。

その後、分会は、上記会社文書に対し書面等により回答することはなく、分会と会社との団体交渉は開催されなかった。

3 本件団交申入れ

(1) 分会は、27年4月16日、会社に対し、B1支店への組合掲示板及び組合事務室の貸与を要求し、同月28日又は30日に団体交渉を行うよう申し入れた（本件団交申入れ）。

(2) 会社は、27年4月20日、A5組合本部、A3分会連及びA6支部連合会に対し、「貴組合からの出状文書について」と題する文書で、会社の考えは前記2(8)で通知した会社文書のとおりであること及び分会所属の従業員がB1支店に存在しない以上、新たな便宜供与要求を受け入れる必要を認めないことを回答した。なお、上記文書において、会社は、その内容を下部組織にも伝達徹底するよう求めていた。

4 本件救済申立て及びその後の事情

(1) 分会は、27年7月13日、愛知県労委に本件救済申立てを行った。

愛知県労委は、同年9月8日に第1回調査、同年11月16日に第2回

調査を行い、分会からは、不当労働行為救済申立書以下主張書面2通、甲第1号証ないし第4号証、会社からは、答弁書以下主張書面3通、乙第1号証ないし第5号証が提出され、同県労委は、上記当事者の主張を確認し、書証の申出のあった文書を取り調べた上、第2回調査において、次回期日を含む今後の方針を検討後、改めて連絡する旨双方に伝達した。

愛知県労委は、同月24日付けで分会の本件救済申立てを却下する決定をし、同月27日、初審決定書を交付した。

分会は、同年12月3日、初審決定を不服として、当委員会に本件再審査を申し立てた。

- (2) 本件再審査結審時現在まで、会社は、本件団交申入れに応じておらず、また、分会は、会社に対し、前記2(8)の会社文書にある分会の構成組合員のリストと活動の実態について回答することはなかった。

なお、B11油槽所における分会のキャビネット等の便宜供与等（前記2(4)参照）は、本件再審査結審時現在も継続していた。

第4 当委員会の判断

- 1 本件初審の審査手続には、十分な審理がされていないなどの手続上の違法があるか（争点1）について

分会は、愛知県労委が、①第2回調査において次回調査期日を設けなかったこと、②第2回調査をもって結審とする旨の通知を行わなかったこと、③審査手続を打ち切ることを決定した理由を開示しなかったことは、いずれも審査手続の不備であり、このような手続により発出された初審決定は違法であると主張する。

しかしながら、愛知県労委は、第1回調査及び第2回調査において、当事者の主張を確認し、書証の申出のあった文書を取り調べた上、当事者の主張や証拠に基づき、分会の中に現に使用者と雇用関係にある労働者が存

在しないことその他を認定し、初審決定は、これを前提として、分会の本件救済申立てが労委規則第33条第1項第5号に該当すると判断したものであり（前記第3の4(1)）、提出された主張や証拠文書によれば、その判断に必要な主張及び立証は相応に尽くされているといえるのであって、初審の審査手続には特段の違法はないというべきである。

そうすると、仮に、分会が主張するように手続面の問題があったとしても、初審の手続が違法となることにはならない。よって、分会の主張を採用することはできない。

2 本件救済申立てに係る分会の主張する事実は、労委規則第33条第1項第5号に該当するといえるか（争点2）及び分会の本件団交申入れに対する会社の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか（争点3）について

(1) 分会は、初審決定が、分会の組合員に現に使用者と雇用関係にある労働者が存在しないとして労委規則第33条第1項第5号を適用して分会の本件救済申立てを却下したことは誤りであると主張する。

(2) 労組法第7条第2号において使用者が団体交渉を義務付けられる相手方は、原則として「現に使用者と雇用関係にある労働者」の代表者をいうものであり、このように解するのが同号の「使用者が雇用する労働者」という文言からも適切であるといえる。もっとも、雇用関係が終了している場合であっても、解雇され又は退職した労働者の解雇又は退職の是非やそれらに関係する条件等の問題が雇用関係の終了に際して提起された場合や、更に、雇用関係継続中に個別労働紛争を含む労働条件等に係る紛争が顕在化していた問題について雇用関係終了後に当該労働者の所属する労働組合が団体交渉を申し入れた場合についても、雇用関係がある場合と同様に解すべきである。

(3)ア これを本件についてみると、本件団交申入れがされた時点においては

分会の組合員は全員会社を退職しており、かつ、組合員のうちA 2の懲戒解雇及びA 1の再雇用拒否については再審査事件として当委員会に係属中であつたものの、仮に同人らが再雇用されたとしても、その期間をいづれも既に終了していたことが認められるから（前記第3の2(1)、(2)、(5)、3(1))、会社と組合員らの雇用関係は、確定的に終了していたといえる。

そして、本件団交申入れに係る交渉議題は、B 1支店への組合掲示板及び組合事務室の貸与であつて（同3(1))、専ら分会の組合活動に関する事項であり、分会の組合員と会社との間の解雇又は退職の是非やそれらに関する条件等の問題ではないことは明らかである。

以上によれば、本件団交申入れの時点においては、分会と会社は、本件団交申入れに係る議題事項との関係では、団体交渉の前提となるべき労使関係を欠いていたというべきであり、雇用関係がある場合と同様に解すべきとはいえない。したがって、分会は、使用者が団体交渉を義務付けられる相手方には当たらないというべきである。

そうすると、その余の点について判断するまでもなく、本件救済申立てにおいて分会が主張する事実は不当労働行為には該当せず、かつそれが明らかな場合（労委規則第33条第1項第5号）に当たる。

イ なお、分会は、分会の組合員であるA 1は再雇用拒否について、同A 2は解雇について、それぞれ係争中であつたから雇用関係が継続しているとみるべきであると主張し、また、本件団交申入れの時点において、B 1 1油槽所において分会が使用していたキャビネット等の便宜供与等が継続していたとの事情も認められる（前記第3の4(2)）。しかし、本件団交申入れに係る交渉議題は、B 1支店（同店において組合事務室等の便宜供与が11年頃に確定的に廃止されていることは前記第3の2(4)認定のとおりである。）における新たな便宜供与を会社に求める内容の

ものであって、そもそも上記の組合員の解雇等の問題やB 1 1 油槽所の問題とは何ら関連性がないのであるから、これらの事情があるからといって、分会と会社との間に、本件団交申入れに係る議題事項について、雇用関係が存続していると同様に解すべきなどとはいえない。

(4) 以上のとおり、分会の本件救済申立ては却下されるべきであるが、本件審査の経緯に照らし、本件における会社の対応についても、念のために検討を加えておくこととする。

ア 分会は、会社が、分会の27年4月16日付け本件団交申入れを拒否したことが、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為であると主張する。

これに対し、会社は、本件団交申入れに対し、分会が実体のある労働組合であるか及びA3分会連と別個に団体交渉要求をする理由を説明するよう求めたが、分会はこれらの説明を行っていないから、同号の団体交渉拒否には当たらないと主張する。

イ 分会は、本件団交申入れにおいて、B1支店における便宜供与要求を行ったが、会社は、27年4月20日付け文書で、A3分会連等に対し、分会所属の従業員がB1支店に存在しない以上、新たな便宜供与要求を受け入れる必要を認めないことを回答し、その旨を下部組織にも伝達徹底するよう求め、結局、本件団交申入れに対応する団体交渉は開催されていない（前記第3の3(1)、(2)、4(2))。

しかし、本件団交申入れは、前記のとおり、分会には現に従業員である組合員も、従業員に復帰して業務に従事すべき組合員もいない状況においてされたものであった（前記(3)ア参照）。さらに、会社は、本件団交申入れの約1年前に行われた分会のB11油槽所の改装工事等についての団体交渉申入れに際し、分会が実在するのかどうか確証が得られないとして分会の構成組合員や活動の実態を書面にて説明するよう求め、

本件団交申入れに際しても再度同様の説明を求めたが、分会が25年5月以降にA1が執行委員長に選出されるまで、17年以上も分会役員が選出されない状態が続いていたことに照らせば、会社がこのような疑問を抱いたのも無理からぬところといえる。しかし、分会は、これらの会社の要請に対し、26年の団体交渉申入れの際にも、本件団交申入れの際にも、全く応答しなかった（前記第3の2(3)、(7)、(8)、3(2)、4(2)）。

ウ 以上のような本件団交申入れとその前後の経緯に照らすと、会社は、現在まで分会の本件団交申入れには応じてはいないが、本件団交申入れに対する会社の対応にはそれ相応の理由と根拠があり、これを不当であると評価することはできない。したがって、会社の対応が労組法第7条第2号に違反するということはできない。

3 結論

以上の次第であり、本件救済申立てに係る分会の主張する事実は、不当労働行為に該当しないことが明らかなき（労委規則第33条第1項第5号）に当たるから、本件救済申立てを却下した初審決定は相当である。よって、分会の本件再審査申立てを棄却することとし、労組法第25条第2項、労委規則第33条第1項第5号、第55条を適用して、主文のとおり命令する。

平成29年5月17日

中央労働委員会

第三部会長 三輪 和雄 □